

○経済産業省告示第二十九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成十九年二月十七日から施行する。

平成十九年二月十六日

経済産業大臣 甘利 明

第二号に次のように加える。

チ イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件（平成十九年外務省告示第九十三号）で定めるものをいう。）